

令和8年度 須崎市地域おこし協力隊 募集要項

須崎市では、以下のとおり令和8年度採用の地域おこし協力隊員を募集します。

1. 募集する業務内容

「一般社団法人須崎市観光協会」スタッフとして、観光PR、観光客対応等に関すること

須崎市は高知県のほぼ中心に位置する人口約2万人の市です。日本カワウソの生息が最後に確認された清流 新莊川（しんじょうがわ）が流れ、海、山、川がある自然に恵まれた地域です。

観光資源としては、県立自然公園である天然の良港と典型的なリアス式海岸美を誇る錦浦湾、風光明媚な入江が美しい「横浪三里」や太平洋が一望できる標高769mの蟠蛇森（ばんだがもり）など多くの景勝地があり、なかでも「雪割桜」は、2月中旬から3月上旬頃のまだ寒い時期に咲く大変珍しい桜で、見頃を迎えると1万人を超す見物客で賑わいます。

「食」では、日本一熱い須崎名物「鍋焼きラーメン」が注目を集め、須崎では半世紀以上にわたって食べ続けられており、週末には県内外から多くの観光客が訪れています。また、魚種が多様な「須崎の魚」や出荷量日本一のミョウガ等の農産物に加え、立目ポンカン等の柑橘類も有名です。

その他にも体験型観光として「釣り」や「ドラゴンカヌー」、夏場の「海上アスレチック」も実施しており、令和8年夏には中四国最大規模となる「スケートパーク」もオープン予定となっています。

このような本市が誇る観光資源を最大限に活用していただき、交流人口の拡大とリピーターの確保に共に取り組んでいただける方を募集しています。

2. 募集条件

募集対象者の条件は、次のとおりとします。

- (1) 年齢概ね20歳以上50歳未満（令和8年4月1日時点）の者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から須崎市に住民票を異動できる者

※都市地域とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

- (3) 心身共に健康で誠実な職務ができる者
- (4) 普通自動車運転免許を取得している者
- (5) パソコンを日常的に利用している者
- (6) 市の条例、規則等を遵守し、職務命令に従うことができる者
- (7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

3. 任用者数

1名

4. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日間
- (2) 勤務時間：原則1日7.75時間

※土曜・日曜・祝日は休暇とするが、職員シフトにより、勤務の場合がある（土日祝日勤

務の場合は、原則平日代休)

5. 勤務場所

一般社団法人須崎市観光協会（須崎市原町1丁目）

6. 雇用形態・期間

- (1) 須崎市長が「地域おこし協力隊員」（会計年度任用職員）として任用します。
- (2) 任用期間は任用日から令和9年3月31日までとし、その後1年ごとに2回の任用更新ができるものとします。（最終任用期間は令和11年3月31日まで）なお、任用日については、別途相談可能です。
- (3) 須崎市が協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

7. 報酬

- (1) 報酬（月額） 190,080円
- (2) 期末・勤勉手当（年間2回：6月、12月）
年間4.65ヵ月分（勤勉手当評価区分が良（通常評価）の場合）
※1年目の期末・勤勉手当は任用日によって異なります。
- (3) 時間外手当
※業務の都合により、1日7.75時間以上勤務する必要がある場合や、代休が取得できずに週4日以上勤務する必要がある場合は、時間外手当が支給されます。
※基本的に土日祝日の勤務は、代休取得により週4日勤務になるようにします。
- (4) 通勤手当 通勤距離に応じて通勤費相当額が支給されます。
※今後の給与改定等の状況によっては支給額が増減する場合があります。

8. 待遇勤務条件

- (1) 雇用期間中の住居に係る家賃は市が負担します。（月5万円上限）
- (2) 社会保険に加入します。（健康保険部分は市町村職員共済に加入）
- (3) 休暇日で業務に支障が無ければ兼業を認めます。（要届出）
- (4) 夏季休暇：3日、有給休暇：年13日、年末年始休暇：6日
※1年目の休暇日数は、任用日によって異なります。

9. 申込手続き

- (1) 募集期間 令和8年8月31日（月）まで
- (2) 提出書類（返却不可）
 - ①応募用紙
 - ②履歴書（市販のもので可、写真添付）
 - ③地域おこし協力隊活動課題レポート（1000文字程度、A4用紙、書式自由）
テーマ「地域おこし協力隊（観光推進担当）として活かしたい私の能力と須崎市の観光に対する想い」
- (3) 提出先 〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号
須崎市文化スポーツ・観光課
TEL0889-42-1150（直通） FAX0889-42-1151

10. 選考

(1) 第一次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者については面接を行います。面接日は第一次選考通過の際にご案内します。

(3) 選考結果

第二次選考の面接日から2週間以内に通知します。 ※合否は全員に文書で通知します。